

史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書
第Ⅱ期

平成 28 年 3 月

新潟県佐渡市

序

佐渡は、『今昔物語集』や世阿弥の『金島書』に登場するなど、古くから「金の島」として知られていました。しかし、佐渡が「日本一の金銀の生産地」となるのは江戸時代からのことで、我が国最大の相川金銀山などを有したこの島は、260年余にわたり幕府の財政を支え、明治時代以降には、新政府による近代化政策の先頭に立ち国内の鉱業を牽引しました。

こうした痕跡を見ることのできる佐渡金銀山遺跡は、日本の歴史の重要な部分を構成するとともに、郷土の先人たちが行った金銀生産の技術及び鉱山経営システムの歴史的価値を示す史跡として、私たち佐渡島民の大きな誇りでもあります。

現在、佐渡市では、「伝統と文化遺産を継承し、学びあい文化の薫り高いまちをつくりましょう」という市民憲章に基づき、史跡の保護と未来への継承活動を進めるとともに、佐渡金銀山遺跡の世界文化遺産登録を目指しています。この活動は、市民の皆様と行政機関とが一体となり、文化資源を中心に据えたふるさとづくりを推進するもので、文化財の価値を地域から高めることのできる有効な手段であると考えています。

ところで、この佐渡金銀山遺跡は数百年間にも及ぶ鉱山の変遷を伝え、かつ広大な面積に及ぶ史跡であることから、その構成要素や遺存する資料にも様々なものが存在します。したがって、保存管理計画の策定にあたっては多様な観点からの検討が必要であったことから、多岐にわたる内容となっております。

佐渡金銀山遺跡の保存管理計画は、平成24年3月時点で史跡指定された範囲を対象に、第Ⅰ期計画を策定しています。本計画は、以後に追加指定が図られた範囲を新たに計画に加えるとともに、より一層の史跡の保護及び活用に資するために検討を行い、第Ⅱ期計画として策定を行ったものです。

今後は、この計画を基に、史跡を軸にした郷土愛護思想の醸成を図りながら、市民の皆様とともに佐渡金銀山遺跡を守り伝えていきたいと考えております。

最後になりますが、この計画を策定するにあたりご指導を賜りました委員の方々をはじめ、文化庁、新潟県教育委員会ならびに関係者の皆様に衷心より御礼を申し上げます。

平成28年3月

佐渡市長

甲斐 元也

例 言

1. 本書は、新潟県佐渡市銀山町1番1ほかの所在する史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画書である。
なお、史跡の名称については、平成6年度指定時「佐渡金山遺跡」であったが、平成22年度の鶴子銀山跡の追加指定に伴い「佐渡金銀山遺跡」に変更された。
2. 本計画は、平成6年度指定の佐渡奉行所跡他から平成23年度に追加指定された片辺・鹿野浦海岸石切場跡までを対象として策定された第Ⅰ期計画以後に追加指定された、上相川地区、上寺町地区、相川金銀山跡、西三川砂金山跡、戸地地区（追加）、大間地区を新たに対象地に加え、第Ⅱ期計画として取り扱う。
3. 本計画の策定は、文化庁並びに新潟県教育委員会の指導のもと、佐渡市が事業主体となり、平成26年度から平成27年度の2ヶ年にわたり、国庫補助事業として実施した。
4. 「史跡佐渡金銀山遺跡」は、16世紀の西三川砂金山跡・鶴子銀山跡から20世紀の相川金銀山近代遺跡まで、約400年間にわたる鉱山関連遺跡の総称である。
5. 本計画の策定にあたっては、佐渡市が平成26年度に設置した史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議における協議等に基づいた。
6. 本計画の策定に係る事務は佐渡市世界遺産推進課が担当し、関連する史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定業務を株式会社プレック研究所（平成26・27年度）に委託した。
7. 本計画書の編集は、文化庁並びに新潟県教育委員会の指導のもと、平成28・29年度に佐渡市世界遺産推進課が行った。
8. 本計画書の印刷・製本業務は、平成29年度に新穂印刷（新潟県佐渡市上新穂634-4）に委託し、平成30年3月30日に刊行した。

史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書 第Ⅱ期

目次

第Ⅰ章 序説

1. 計画策定の経緯.....	1
2. 計画の目的と対象.....	2
(1) 計画の目的.....	2
(2) 計画の対象.....	2
3. 専門家会議の設置と検討経過.....	4
(1) 第Ⅰ期.....	4
(2) 第Ⅱ期.....	7
(3) 他の委員会・専門家会議との関係.....	10

第Ⅱ章 佐渡金銀山遺跡の概要

1. 佐渡市の概要.....	12
(1) 概要.....	12
(2) 歴史.....	13
(3) 自然環境.....	26
(4) 佐渡島内の金銀鉱山遺跡.....	30
2. 史跡の概要.....	33
(1) 史跡指定の経緯.....	33
(2) 史跡指定の内容.....	35
(3) 史跡の位置.....	36
(4) 歴史的変遷.....	39
3. 地域別の歴史的変遷と史跡の現状.....	48
(1) 西三川砂金山地域.....	48
(2) 鶴子銀山地域.....	68
(3) 相川金銀山地域.....	80
(3)-1 相川金銀山跡.....	84
(3)-2 道遊の割戸.....	91
(3)-3 宗太夫間歩.....	97
(3)-4 南沢疎水道.....	102
(3)-5 大立地区.....	109
(3)-6 高任・間ノ山地区.....	114
(3)-7 北沢地区.....	132
(3)-8 御料局佐渡支庁跡.....	132

(3) -9 戸地地区	146
(3) -10 大間地区	154
(3) -11 上相川地区	168
(3) -12 上寺町地区	176
(3) -13 佐渡奉行所跡.....	184
(3) -14 鐘楼	196
(3) -15 大久保長安逆修塔.....	201
(3) -16 河村彦左衛門供養塔.....	201
(3) -17 吹上海岸石切場跡.....	208
(3) -18 片辺・鹿野浦海岸石切場跡.....	215
4. 佐渡金銀山遺跡の本質的価値.....	222

第Ⅲ章 保存管理

1. 保存管理の基本方針.....	226
2. 史跡を構成する要素の特定.....	228
(1) 史跡を構成する要素の整理.....	228
(2) 史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素.....	229
3. 保存管理の方法と地区区分.....	230
(1) 保存管理の方法.....	230
(2) 地区区分の設定.....	239
4. 地区区分別の保存管理の方法.....	243
A : 西三川砂金山跡	244
B : 鶴子銀山跡.....	252
C : 相川金銀山跡.....	255
D : 道遊の割戸.....	260
E : 宗太夫間歩.....	262
F : 南沢疎水道.....	264
G : 近代遺跡.....	266
H : 大間地区.....	276
I : 上相川・上寺町エリア	278
J : 佐渡奉行所跡.....	281
K : 鐘楼.....	284
L : 大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔.....	286
M : 吹上海岸石切場跡.....	288
N : 片辺・鹿野浦海岸石切場跡.....	290
5. 現状変更等の取扱方針と取扱基準.....	292
(1) 管理・保護に関する諸手続き.....	292
(2) 現状変更等に関する手続き.....	293
(3) 地区区分別の現状変更等の行為と許可基準.....	298
(4) 現状変更等の手続きの流れ.....	301

6. 周辺環境の保全.....	303
(1) 周辺環境を構成する諸要素の保全.....	303
(2) 史跡指定地の周辺の景観保全.....	304
7. 防災計画.....	305
(1) 想定される災害.....	305
(2) 災害への対応.....	306

第IV章 整備・活用

1. 整備・活用の基本方針.....	309
2. 整備・活用に向けた方策.....	310
(1) 整備・活用に向けた調査・計画の進め方.....	310
(2) 整備・活用の方向性.....	311
(3) 地区区分別の整備・活用の方向性.....	312

第V章 管理運営

1. 佐渡市の責務.....	318
2. 基本的方向性.....	318
3. 維持管理における連携体制.....	320

第VI章 今後の課題

1. 今後の課題.....	321
2. 計画の周知及び見直し.....	321

資料編

資料1 官報告示 史跡指定地番一覧.....	資料 1-1
資料2 佐渡金銀山略年表.....	資料 2-1
資料3 選鉱、製錬関係用語集.....	資料 3-1
資料4 史跡及び周辺の法規制.....	資料 4-1
資料5 佐渡市景観条例.....	資料 5-1
資料6 各地区の景観づくり方針（佐渡市景観計画より抜粋）.....	資料 6-1

